

物産展等出展支援事業費補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の特産品及び工芸品等の販売事業者を支援するため、物産展等出展に要する経費を補助します。

1. 補助対象事業者等

対象者	市内の特産品及び工芸品等を販売する中小企業者等
対象経費	県外で開催される物産展等への出展費 (小間料等、運搬費、交通費、宿泊料など)
補助率	1/2以内
補助額	上限：1回の出展につき5万円
補助回数	上限：1事業者あたり2回

※物産展等：岩手県外で開催される特産品、工芸品等を販売する催事

2. 申請書類

申請書類を作成の上、下記まで郵送でご提出ください。

【提出書類】

- (1) 物産展等出展支援事業費補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 誓約書
- (4) 物産展等の概要及び経費がわかる書類
- (5) 市税の滞納がないことを示す証明書

3. 申請期間

令和3年9月27日(月)から令和4年2月28日(月)

4. 申請方法

原則郵送での提出をお願いします。

5. 事業の変更

補助申請額を変更する場合には、事業変更(中止、廃止)申請書(様式第4号)を提出してください。

①補助申請額を変更する場合（交付決定額よりも少ない場合の提出期限
…事業完了日）

20%以上の変更（減額）が見込まれる場合は、事業完了を待たずに変更申請の提出をお願いします。

②補助申請額を変更する場合（交付決定額を増額したい場合の提出期限
…事業を変更しようとする日の7日前）

※ただし、補助上限（5万円）を超えての変更承認はできません。また、当該補助金の予算額に達した場合には、交付決定額を超える変更については、承認されません。

6. 事業の廃止

都合により事業を中止・廃止する場合は、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出してください。

中止・廃止申請書の提出期限は、中止・廃止しようとする日の7日前です。

7. 実績報告

事業完了後速やかに、下記の書類を提出してください。事業完了報告に基づいて審査を行います。（実績報告書類の提出期限は、事業完了後30日以内）

- (1) 様式第2号 事業実績書
- (2) 様式第4号 事業変更（中止、廃止）承認申請書（該当する場合のみ）
- (3) 事業に要した経費の支払いを証する書類

8. 補助金請求

補助金の額を確定した後に、補助金請求書（様式第5号）に基づいて指定口座に振り込みます。

9. 関係書類の保管

補助事業に係る収入支出の帳簿、証拠書類等（領収書等）は、補助事業終了年度の翌年度から5年間は保管してください。

10. 送付先・お問い合わせ先

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染対策本部（経営支援班）
電話：21-8730